



瀧小だより

上越市立大瀧町小学校

E-mail ohgata-e@jorne.or.jp

令和6年2月29日

あってはならない児童虐待

皆さんは、様々な事件の中でとても憤(いきどお)るものは何でしょうか。多くの方は、戦争や人権侵害、そして、児童虐待を挙げることでしょう。今号は、このあってはならない児童虐待についてQ&A形式でお知らせします。

※参考法令等：児童虐待の防止等に関する法律（2000年(平成12年)成立）

Q 20年以上も前の法律なんて、古くないですか？

A 古いかもしれませんが、その後、①2004(平成16)年、②2007(平成19)年、③2016(平成28)年と、次々に改正されてきました。

①では、「虐待が疑われる児童を発見した者に速やかに通告する義務」が課され、さらに、「児童が同居する家庭における配偶者(内縁関係を含む)に対する暴力(面前DV)も子どもに心理的外傷を負わせるとして、虐待に該当」することになりました。

②では、「児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、面会・通信等の制限の強化、指導に従わない保護者に対する措置の明確化」が追加されました。

③では、「児童福祉法の理念の明確化、市町村及び児童相談所の体制の強化」が明記されました。



Q でも、親が子どもの躰(しつけ)をして何が悪いのでしょうか？

A 躰は悪くありません。社会性の育成等の躰はとても大切です。問題は、躰の仕方です。法律では、「体罰や必要な範囲を超える行為の禁止」が明記されました。「躰を名目とした児童虐待を禁止」したのです。体罰等をした人を罰するためではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

Q では、体罰等をしなければよいのでは？

A 虐待は、体罰だけではありません。虐待には、「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」の4つがあります。体罰は、殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さ釣りにする、たばこの火を押しつける、毒物を飲ませる、戸外に閉め出すなど、児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えるという「身体的虐待」に含まれます。



大瀧町小学校 HP

Q 他の3つの虐待は何ですか？

A はい。次の通りです。

○心理的虐待：言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟姉妹間の差別的な扱い、前面DV、笑いものにする、けなすなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

○ネグレクト：家に閉じ込める、病気やケガをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ること

○性的虐待：子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要することなど、児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること

Q それぞれの虐待の発生割合を教えてください。

A はい。令和2年度、新潟県では心理的虐待が最多で58.8%を占めました。次いで身体的虐待が25.3%、ネグレクトが14.9%、性的虐待が1.0%となっています。

Q でも、自分も叩かれて育ったおかげで善悪の区別がつき、今の自分があります。
叩いてくれた親には感謝しています。

A 本当に叩かれたから善悪の区別がついたのでしょうか？叩かれなければ善悪の区別がつかなかったのでしょうか？叩かれなくても善悪の区別がついた人もいます。最近の研究では、叩いたり、どなったりすることは、次のような深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

○子どもへの体罰は、脳の発達に深刻な影響を及ぼす（友田明美・福岡大学教授とマーチン・タイチャー・ハーバード大学の研究結果）

○3歳半までに叩かれた子どもは、5歳半の時に問題行動を起こすリスクが高まる（藤原武男・東京医科歯科大学教授他「幼児に対する尻叩きとその後の行動障害」）

○親に恐怖心をもち、相談して本心を言えない関係になる。これにより、いじめや非行に発展したり、巻き込まれたりする可能性が出てくる。

Q 虐待を受ける子どもの年齢に特徴はあるんですか？

A 3～6歳、7～12歳が20.7%と最多で、次いで0～2歳が19.4%となっています。このことから、生まれてから小学校卒業までが虐待を受ける割合が高いことがわかります。（中学生以上でも、39.2%の虐待有り）

Q どんな人が虐待をするのですか？

A 実母が47%と最多で、実父が41%となっています。実父の割合は年々上昇しています。



Q そうなんですか。でも、それは虐待をするごく一部の親が悪いだけですよ。

A 確かに、虐待をする親は悪いです。一方、親も次のように大変なこともあるようです。

○仕事でヘトヘト、家でも家事・育児でヘトヘト。愛よりも感情が爆発しちゃう…

○急いでいるとき、忙しいときに限って、子どもはぐずったり、病気になったり、けがをしたり…

○親になったけれど、子育ては初めて。わからないことだらけ。本には、素晴らしいことばかり書いてあり、自分にはできないから落ち込むばかり…

○しっかりと子育てしないと、自分の親や他の親に迷惑をかけたり、「どういう子育てをしているの？」って言われたりするから、しっかりと子育てしなくてはいけないという気持ちが先行する…

Q 確かに。でも、だからといって、虐待してもいいことにはならないと思います。

A おっしゃるとおりです。例えば、次のような解決・回避方法はいかがでしょうか？

○クールダウン（深呼吸する、ゆっくりと数を数える、トイレに行くなど少し離れる、窓を開けて風に当たる、手や顔を洗う、お皿を洗う、鏡を見る、好きな音楽を聴く）

○相談（友人、親、^{いちはやく}189（いちはやく！最寄りの児童相談所に転送、無料）、上越市「すこやかなくらし包括支援センター」（526-5623、月～金曜日 8：30～17：15、sukoyaka@city.joetsu.lg.jp、祝日・年末年始を除く）、上越児童相

談所（524-3355）、児童相談所相談専用ダイヤル（0120-^{いちはやく}189-^{なやみ}783（いちはやく おなやみを！24時間受付）、学校） ※1人で抱え込まずにSOSを！

○子どもの気持ちと行動の分別（子どもの「イヤ！」は親の否定ではなく、自我の芽生え・成長の証。わがままな言動は、誰もが必ず通る道で成長の証）

以上のことから、学校は、法令や新潟県・上越市教育委員会の指導のもと、虐待が疑われる場合は、関係機関に通告します（虐待かどうかの判断は学校ではなく、児童相談所がします）。

また、それとともに、虐待が起こらないよう、家庭や関係機関と連携を密にしていまいます。さらに、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員の皆様と連携を図りながら、子どもを見守ってまいります。どうぞご理解ください。



【参考資料】 ※2022年2月2日（水）新潟日報引用

民法は「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができる」と規定していました。この「懲戒」という言葉が「懲(こ)らしめる」とのイメージを与えるため、法制審議会の親子法制部会は、2月1日、



親権者に必要な範囲で子どもを戒(いまし)めることを認める「懲戒権」を削除し、体罰禁止を明記した民法改正の要綱案をまとめました。

身体的な暴力を加える体罰の他、「心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」も許されないと明記し、躰(しつけ)の指針を示しました。

親が自分の価値観を押し付けることが虐待につながることもあるため、子の「人格を尊重する義務」や「年齢や発達程度に配慮する義務」も盛り込まれるようです。

◎高祖常子さん(体罰によらない子育て講座の開設者)

「親は子どもより上の立場で、厳しく躰てもいいという考えのベースにあったのが懲戒権。小さくても1人の人間だという意識変容への第一歩になる」と期待。

◎スウェーデン(体罰を法律で全面禁止。子どもを怒鳴る親を周囲の人がたしなめる光景が当たり前に見られる国)

「法改正が叩いたり怒鳴ったりしてはいけないという文化の醸成につながり、虐待の抑止力になってほしい」と訴える。



大活躍！ 湯小子！

◎令和5年度 新潟県硬筆書き初め大会

1年	さん	新潟県書道教育研究会賞
2年	さん	特選
	さん	準特選
	さん	準特選

◎第44回上越国語教育連絡協議会書写技能認定“書き初め”会

3年	さん	会長賞	二席
	さん	会長賞	
	さん	会長賞	
	さん	会長賞	
	さん	会長賞	
4年	さん	会長賞	
5年	さん	会長賞	
	さん	会長賞	
6年	さん	会長賞	
	さん	会長賞	



◎第56回 手紙作文コンクール 絵手紙部門

小学校1～3年生の部

1年	さん	審査員特別賞
3年	さん	入選

